

公的研究費等の内部監査規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本自動車研究所における公的研究費等（国民の税金を原資とする研究費（科学研究費助成事業（科研費）、文部科学省等の公的資金配分機関が配分する競争的資金、文部科学省等からの通知または配分機関が示すルールで「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に準じ、適切な管理・監査を行うこと」とされた補助金等。以下同じ。))に係る業務に関する内部監査（以下、「監査」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(監査体制)

第2条 監査は、最高管理責任者の直轄的組織である公的研究費等内部監査委員会（以下、「委員会」という。）にて行う。

2 監査員は、委員会の委員長が任命し、必要な権限を付与する。

(監査員の権限)

第3条 監査員は監査を実施するにあたり、監査環境の整備に努めるとともに、被監査部署に対して必要な帳票類の提出及び職員等からの説明を求めることができる。

(監査の実施)

第4条 監査は、公的研究費等の内部監査実施要領に基づき実施する。

2 監査は、通常監査（書面監査）または特別監査（実地監査）により行う。

3 監事及び会計監査人との連携を強化し、効果的かつ実効性のある監査を実施する。

(監査への協力)

第5条 被監査部署の職員等は、円滑かつ効率的に監査が実施できるよう協力しなければならない。

(監査計画)

第6条 監査員は監査計画を作成し、事前に委員会の承認を得なければならない。

(監査報告)

第7条 監査員は監査結果について公的研究費等の監査報告書を作成し、委員会に報

告しなければならない。

(監査結果の通知及び改善措置)

第8条 委員会は、公的研究費等の監査報告書の内容について、監査の対象部署長に通知する。

2 是正改善の措置をとる必要があると認められるときは、当該措置を講ずるよう併せて通知する。

3 監査の対象部署長は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該措置を講じ、その結果を委員会に報告する。

(監査報告書の保存)

第9条 公的研究費等の監査報告書及び関係書類は、5年間保存する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、委員会の決議を経て行う。

(付則)

この規程は2016年 6月 1日から実施する。

2016年 6月 1日 制定